

ID: 168

担当部署: 地域整備課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町駅前コミュニティセンター条例 第11条第1項		
例規番号	平成12年条例第13号		
【基準】 第11条の規定による。 (使用料) 第11条 ホール等及び駅前図書館にかかる使用料は、別表に定めるとおりとする。 2 使用料は、第6条第1項の使用の許可を受ける際に納入しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日